

函館市つつじ保育園子育てサロン保育士業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市つつじ保育園の子育てサロンにおいて保育士業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 保育士
- (2) 欠員保育士（一般職常勤職員の欠員等により、期間を定めて任用される保育士をいう。）

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 子育てサロンが行う子育て親子等に対する支援事業に関すること
- (2) その他所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 保育士の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとし、欠員保育士の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までの期間の範囲内において欠員等に応じた期間とする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 保育士

ア 勤務時間は、次の表に定めるとおりとする。

勤務日	勤務時間
月曜日および水～金曜日	①午前8時30分から午後3時30分まで ②午前9時00分から午後4時00分まで
火曜日	午前9時00分から午後3時00分まで
摘要	勤務時間は、上記の勤務時間の組み合わせにより、1週間につき29時間（休憩時間を除く）を超えない範囲内において、所属長が別に定める勤務表のとおりとする。 ただし、所属長が特に必要と認める場合は、勤務表により定めた勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。

イ 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

ウ 週休日は、土曜日および日曜日とする。

エ 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日までの日

オ 所属長が特に必要と認める場合は，週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において，勤務日を振り替えし，または代休日を与えることができる。

(2) 欠員保育士

ア 勤務時間は，次の表に定めるとおりとする。

勤務日	勤務時間
月～金曜日	午前8時45分から午後5時30分までの間において，1日につき8時間を割り振る。
<p>摘要</p> <p>勤務時間は，1週間につき35時間（休憩時間を除く）を超えない範囲内において，所属長が別に定める勤務表のとおりとする。</p> <p>ただし，所属長が特に必要と認める場合は，勤務表により定めた勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。</p>	

イ 休憩時間のほか，週休日，休日およびこれらの日の勤務については，保育士の規定を適用する。

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については，「函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱」に定めるところによるほか，必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 「子育てサロン嘱託職員業務要綱」（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。